

## 鳥取大学工学部技術部報告編集委員会申し合わせ

(平成19年5月14日技術部実務管理委員会承認)

### (趣旨)

第1 鳥取大学工学部技術部実務管理委員会要項第8条の規定に基づき、鳥取大学工学部技術部報告(以下「技術部報告」という。)の編集を行うため、鳥取大学工学部技術部報告編集委員会(以下「委員会」という。)を置く。

### (任務)

第2 委員会は、技術部報告の編集・発行を行う。投稿された個人の技術報告等については、業務依頼者の了承を得ていること等を確認し、鳥取大学工学部技術部報告投稿の手引きに基づき、編集を行う。

### (組織)

第3 委員会は、工学部技術部各技術グループから選出された技術職員をもって組織する。

### (委員長)

第4 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出するものとする。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

### (任期)

第5 前項の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (その他)

第6 この申し合わせに定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

## 鳥取大学工学部技術部報告投稿の手引き

(平成19年5月14日技術部編集委員会承認)

### 1. 投稿資格

投稿者は、鳥取大学工学部技術職員であること。ただし、鳥取大学工学部技術部報告編集委員会（以下「編集委員会」という。）で認めた場合は、この限りでない。

### 2. 原稿の種類

原稿は、技術報告（技術論文、テクニカルノート等）、業務報告（業務紹介等）、研修報告（研修報告、企業研修報告等）等とする。

### 3. 原稿ページ制限

原稿は、原則としてA4版刷り上がりで6頁を超えないものとする。

なお、この頁数には、本文のほか、全ての図表、参考文献等を含む。やむを得ず6頁を超えて掲載を希望する場合は、編集委員会の承認を得なければならない。

### 4. 原稿の提出

原稿は、別紙の書式により、締切日までに2部（1部は写しで可。）を編集委員会に提出すること。

### 5. 原稿の採否

原稿の採否は、編集委員会が決定する。編集委員会の審査の結果、原稿の修正を求められた場合は、期日までに修正した原稿を編集委員会に提出しなければならない。